

盛岡広域振興局長告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年3月14日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100343	楽学舎	盛岡市本町通一丁目6番 3号 桜苑ビル102号	有限会社リラックス	平成29年3月1日